

山口県行政書士会補助者規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、山口県行政書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第43条の規定に基づき、会員（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く。以下同様とする。）が置く補助者について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において「補助者」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第5条（第12条の3により準用される場合を含む。）に定める者であつて、会員が法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他の法令等に基づく行政書士の業務を行うにあたり、当該会員の指揮命令を受けて、当該業務に関する事務を補助する事務（以下「補助者事務」という。）に従事する者をいう。

(補助者の設置)

第3条 会員は、法第1条の2第1条の3に規定する業務並びに他の法令等に基づく行政書士の業務を行うことができる業務について、必要がある場合に限りその事務に関して補助者を置くことができる。

(不適格事由)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 一 法第2条の2各号のいずれかに該当する者
- 二 行政書士又は行政書士法人から懲戒解雇され、その日から3年を経過していない者
- 三 住所又は居所が勤務を要する会員の事務所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤に概ね2時間以上を要する者（通勤確認のできる資料を提出した者を除く）
- 四 日本国籍を有しない者にあつては、補助者事務に従事することができる在留資格等を有しない者
- 五 現に行政書士として登録されている者
- 六 反社会勢力と密接な関係性を有する者
- 七 行政書士又は行政書士法人の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者
- 八 臨時に使用する者

(会員の責務)

第5条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせるときは、会員の責任に

において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関して全てを補助者のみに任せてはならない。

- 2 会員は、その事務に従事する補助者に対し、法第19条の3に規定する秘密を守る義務の徹底を期さなければならない。
- 3 会員は、業務に関する事務の資質向上のため研修会等には、補助者を積極的に参加させるよう努めなければならない。
- 4 会員が、法第14条又は第14条の2の規定により業務の停止処分を受けたときは、その業務の停止期間中補助者を廃止するか、又は補助者に対し業務に関する事務を行わせてはならない。
- 5 会員は、補助者を直接雇用し、労働関係諸法令を遵守しなければならない。ただし、会員と生計を一にする配偶者その他の親族で労働者に該当しない者を除くものとする。
- 6 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせたことにより、依頼者又は第三者に損害を与えたときは、正当な事由がない限り当然にその責任を負わなければならない。

(補助者事務の対価)

第6条 補助者事務の対価は、補助者を設置した会員が支払わなければならない。

(補助者の設置手続)

第7条 会員は、補助者を置いたときは2週間以内に次の各号に定める書類を添付して補助者設置届(様式第1号)を本会に届出なければならない。

- 一 履歴書
- 二 誓約書(様式第2号)
- 三 住民票の写し(個人番号を除く)
- 四 写真2枚
- 五 雇用契約書又は労働条件通知書の写し(第5条第5項ただし書きに該当するものを除く)
- 六 在留カード又は特定永住者証明書の写し(日本国籍を有しない者の場合)
- 七 通勤確認のできる資料(第4条第三号に該当する者の場合)
- 八 その他本会が必要と認める書類

- 2 本会は、前項の設置届により補助者となる者が、第4条に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められる場合には、当該会員に対し弁明の機会を与えるものとし、当該会員に弁明の機会を付与したにもかかわらず、当該会員にそのおそれのないことを証明ができないときは、設置届の受理をしない。
- 3 会員は、補助者を置いたときは、補助者名簿を備えこれに補助者の住所及

び氏名を記載し、次に掲げる書類と共に保存しておかなければならない。補助者を廃止し又は補助者がその身分を喪失した場合にあっても、当該事由発生の日から5年間は、同様とする。

一 履歴書

二 住民票の写し（個人番号を除く）

三 雇用契約書又は労働条件通知書の写し（第5条第5項ただし書きに該当するものを除く）

四 在留カード又は特別永住証明書の写し（日本国籍を有しない者の場合）
（不適合事由に該当しないことの確認）

第8条 本会は、前条第1項の届出があったときにおいて、第4条各号に定める不適合事由に該当しないことを確認するものとする。

（補助者証及び補助者証の有効期間並びに補助者章）

第9条 本会は、前条の確認後、会員に補助者証（様式第3号イ又は第3号ロ）を交付し、補助者章を貸与する。

2 補助者設置後最初の補助者証有効期間は、補助者証発行の日から2年とし、第12条に規定する更新後の補助者証有効期間は補助者証発行の日から5年間とし、以後2年及び5年ごとに到来する同月末日をその期間として更新するものとする。

3 期間の定めのある雇用契約を締結した者又は日本国籍を有しない者の補助者証の有効期限は、契約の終期又は在留期間の終期が前項の有効期間より先に到来するときは、当該終期までとする。

4 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするとき及び本会の事業活動等に参加させるときは、常に補助者証を携帯させなければならない。
（補助者章）

第10条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするとき及び本会の事業活動等に参加させるときは、常に補助者章を着用させなければならない。

（補助者証明書）

第11条 会員は、補助者設置届提出後、第9条第1項に定める補助者証を交付されるまでの間、山口県行政書士会補助者証明書（様式第8号）の交付を受けることができる。

2 前項の補助者証明書は、補助者証の代わりとしての効果を有する。

3 会員は、本会より補助者証の交付を受けた際は、交付を受けた補助者証明書を本会に返納しなければならない。

（補助者証の更新）

第12条 会員は、設置した補助者の補助者証有効期間満了日の3か月前から

有効期間満了日までに、補助者証の更新を行うことができる。ただし、本規則第20条第三号により、補助者証の交付を留保された者は、次に行われる同第21条第2項に定める補助者研修を受講しない場合、更新は認めない。

- 2 補助者証の更新は、補助者証更新届（様式第4号）に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。
 - 一 誓約書（様式第2号）
 - 二 住民票の写し（個人番号除く）
 - 三 写真2枚
 - 四 雇用契約書又は労働条件通知書の写し（第5条第5項ただし書きに該当するものを除く）
 - 五 在留カード又は特別永住者証明書の写し（日本国籍を有しない者の場合）
 - 六 その他本会が必要と認める書類
 - 3 本会は、前項の届出があったときは、第4条に定める不適格事由に該当しないことを確認した後、会員に新たな補助者証を交付する。
 - 4 会員は、更新された補助者証の交付を受けた場合には、速やかに従前の補助者証を返納しなければならない。
 - 5 会員が補助者証有効期間満了日後も更新申請をしないときは、補助者証有効期間満了日をもって当該補助者が廃止されたものとみなす。この場合、会員は、速やかに補助者証及び補助者章を返還しなければならない。
- （補助者証の記載事項の変更）

第13条 会員は、補助者証の記載事項に変更があったときは、2週間以内に補助者証記載事項変更届（様式第5号）に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

- 一 写真2枚
 - 二 変更の事実を証する書面
 - 三 その他本会が必要と認める書類
- 2 本会は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した新たな補助者証を会員に交付する。
 - 3 会員は、変更された補助者証の交付を受けた場合には、速やかに従前の補助者証を返納しなければならない。

（補助者証の再交付及び補助者章の再貸与）

第14条 会員は、補助者が補助者証又は補助者章を紛失し、又は毀損したとき等は、遅滞なく補助者証・補助者章再交付申請書（様式第6号）に次の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

- 一 毀損の場合にあつては、当該補助者証又は補助者章
- 二 写真2枚

三 その他本会が必要と認める書類

2 本会は、前項の申請があったときは、新たな補助者証を再交付し、補助者章の再貸与申請についてはこれを再貸与する。

3 会員は、紛失等を理由として補助者証の再交付を受けたのち、従前の補助者証を発見した場合には、速やかに返納しなければならない。

(補助者の廃止)

第15条 会員は、補助者を廃止したときは、遅滞なく、補助者証及び補助者章を添えて、補助者廃止届（様式第7号）を本会に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第16条 本会は、会員が設置した補助者に関し必要があるときは、当該会員に対し期限を定めて、必要事項の報告又は関係資料の提出を求めることができる。

(補助者の身分の喪失)

第17条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助者はその身分を失う。

一 法第6条の5第1項の規定により登録取消の処分を受けたとき

二 法第7条第1項又は第2項の規定により登録抹消の処分を受けたとき

三 法第13条の19第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき

(補助者証・補助者章の返納)

第18条 本会は、会員の設置した補助者について、第4条各号に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められるに至った場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにもかかわらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、当該会員に対し補助者証及び補助者章の返納を求めることができる。

(補助者証・補助者章の返還)

第19条 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、遅滞なく、補助者証・補助者章を本会に返還しなければならない。

一 本会を退会したとき

二 法第14条第二号又は第14条の2第二号の処分を受けたとき

三 本会会則に基づく会員権の停止処分を受けたとき

(補助者証の交付の留保)

第20条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、補助者証の交付を留保することができる。

一 会員が日本行政書士会連合会倫理研修規則第2条第一号に規定する一般倫理研修の受講義務を果たしていないとき

二 会員が本会会則第9条に定める会費を滞納しているとき

三 正当な理由なく、当該補助者が第 21 条第 2 項の研修を受講していないとき

(補助者の研修)

第 21 条 本会は、第 5 条第 2 項に定める会員の責務の履行に資するため、実費を徴収して、補助者に対する研修会を開催することができる。

2 会員は補助者を設置したとき及び更新手続きをしたとき、設置後又は更新後 1 年以内に当該補助者に補助者研修を受講させなければならない。

(不利益処分)

第 22 条 本会は、会員が本規則に違背する行為を行ったときは、当該会員に対して、本会会則第 53 条に定める会員の処分を行うことができる。

(補助者設置等の費用)

第 23 条 本会は、この規則に定める補助者の設置等に要する手続費用として、次の各号に定める額を徴収する。

一 第 7 条第 1 項の届出 5,000 円

二 第 12 条第 1・2 項の届出 1,000 円

三 第 13 条第 1 項の届出 1,000 円

四 第 14 条第 1 項の届出(補助者証) 1,000 円

五 第 14 条第 1 項の届出(補助者章) 1,500 円

(保存)

第 24 条 本会は、この規則に基づいて本会に提出された書類を、提出された日から 10 年間保存しなければならない。

(細則等)

第 25 条 理事会は、この規則の施行について必要があるときは、別に細則を定めることができる。

(規則の改廃)

第 26 条 この規則の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 11 月 20 日から施行し、同日から適用する。

(規則の廃止)

2 この規則施行前の、山口県行政書士会補助者規則は、この規則の施行と同時に廃止する。

(経過措置)

3 この規則の適用日において、改正前の規則第 6 条第 1 項の規定により補助者証の交付及び補助者徽章の貸与を受けている会員は、この規則第 7 条第 1 項の規定により、補助者証を交付し補助者徽章を貸与したものとみなす。

- 4 前項によるこの規則第7条第2項に定める補助者証の有効期間は、同条同項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとし、同日までにこの規則第10条の定めにより、会員は、補助者証の更新申請（第4号様式）に関する手続きに基づき、更新の手続きをしなければならない。
- 5 本会は、前第4項の補助者証の更新申請に限り、この規則第17条第三号の補助者設置費用の徴収はしない。ただし、この規則第11条の補助者証記載事項の変更を更新と併せて申請するときは、前段の適用はしない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月16日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

山口県行政書士会

会 長 殿

氏名又は法人名称

代表者名 職印

補助者設置届

補助者を設置したいので山口県行政書士会補助者規則第 7 条に基づき補助者設置届を提出いたします。

登録番号・法人番号	第 号
会 員 番 号	第 号
事務所所在地	〒 TEL
補 助 者 氏 名 生 年 月 日	ふりがな 年 月 日生
補助者の住所	〒
補助者設置年月日	年 月 日
雇 用 期 間	期間の定め 無 ・ 有 （ 年 月 日まで）
※在留資格・在留期限	年 月 日

※日本国籍を有しない者のみ記入

様式第2号（第7条、第12条関係）

年 月 日

山口県行政書士会

会長 殿

誓 約 書

私たちは、行政書士法、山口県行政書士会会則並びに諸規則及び山口県行政書士会補助者規則（以下、「規則」という。）に従い、以下の事項を遵守することを誓約します。なお、違背した場合は厳正なる処分を受けても異議はありません。

記

- ・ 補助者は規則第4条の不適格事由のいずれにも該当していません。
- ・ 補助者が業務を行う際には、必ず会員の指揮命令及び監督の下で行うようにいたします。
- ・ 書類の提出など、業務上必要がある場合を除き、行政書士名簿に登録されている事務所以外では、行政書士業務は行いません。
- ・ 申請取次業務を行う場合は、申請取次に係る誓約事項について遵守します。
- ・ 補助者に係る事項の変更、廃止についての届け出を怠りません。
- ・ 本誓約事項において疑義が生じた場合、山口県行政書士会の調査等に協力いたします。

以上

事務所所在地

氏名又は法人名称

職印

補助者住所

補助者氏名

様式第3号イ（第9条関係）

（表）

補 助 者 証			
写 真	氏	名	
	補助者番号	第	号
	登録番号	第	号
	会員番号	第	号
	会員氏名		
	事務所		
上記の者は本会会員の補助者であることを証明する。			
		年 月 日発行	山口県行政書士会
(		年 月 日まで有効)	

（裏）

注 意 事 項
(1) 本証は他人に貸与し又は譲渡することはできない。
(2) 届出事項（在留資格に係る事項等）に変更があったときは、2週間以内に届出なければならない。
(3) 補助者の身分を失ったときは本証を直ちに返還しなければならない。

様式第3号口（第9条関係）

（表）

補 助 者 証			
写 真	氏	名	
	補助者番号	第	号
	法人番号	第	号
	会員番号	第	号
	法人名称		
	事務所		
上記の者は本会会員の補助者であることを証明する。			
年 月 日発行		山口県行政書士会	
(年 月 日まで有効)			

（裏）

注 意 事 項
(1) 本証は他人に貸与し又は譲渡することはできない。
(2) 届出事項（在留資格に係る事項等）に変更があったときは、2週間以内に届出なければならない。
(3) 補助者の身分を失ったときは本証を直ちに返還しなければならない。

様式第 4 号（第12条関係）

年 月 日

山口県行政書士会

会 長 殿

氏名又は法人名称

代表者名

職印

補助者証更新届

山口県行政書士会補助者規則第12条に基づき補助者証更新届を提出します。

登録番号・法人番号	第 号
会 員 番 号	第 号
事務所所在地	〒 TEL
補助者氏名 生 年 月 日	ふりがな 年 月 日生
補助者の住所	〒
補助者設置年月日	年 月 日
雇 用 期 間	期間の定め 無 ・ 有 （ 年 月 日まで）
※在留資格・在留期限	年 月 日

※日本国籍を有しない者のみ記入

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

山口県行政書士会

会 長 殿

氏名又は法人名称

代表者名 職印

補助者証記載事項変更届

山口県行政書士会補助者規則第13条に基づき補助者証記載事項変更届を提出します。

登録番号・法人番号		第 号
会 員 番 号		第 号
補 助 者 番 号		第 号
補 助 者 氏 名		
補 助 者 の 住 所		〒
変更する事由（該当項目の□にチェック）		
☐	補 助 者 氏 名	
☐	会 員 氏 名	
☐	法 人 名 称	
☐	事務所所在地	〒
☐	雇 用 期 間	期間の定め 無 ・ 有 （ 年 月 日まで）
☐	※在留資格・在留期限	年 月 日

※日本国籍を有しない者のみ記入

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

山口県行政書士会

会 長 殿

氏名又は法人名称

代表者名 職印

補助者証再交付・補助者章再貸与申請書

山口県行政書士会補助者規則第14条に基づき補助者証再交付・補助者章再貸与申請書を提出します。

登録番号・法人番号	第 号
会 員 番 号	第 号
事務所所在地	〒 TEL
補助者氏名 生 年 月 日	ふりがな 年 月 日生
補助者の住所	〒
補助者設置年月日	年 月 日
雇 用 期 間	期間の定め 無 ・ 有 （ 年 月 日まで）
※在留資格・在留期限	年 月 日
理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 盗難 ☐ その他（ ） 具体的な状況（ ）

※日本国籍を有しない者のみ記入

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

山口県行政書士会

会 長 殿

氏名又は法人名称

代表者名

職印

補助者廃止届

補助者を廃止したため、山口県行政書士会補助者規則第15条に基づき補助者証及び補助者章を添えて補助者廃止届を提出します。

登録番号・法人番号	第 号
会 員 番 号	第 号
事務所所在地	〒 TEL
補助者氏名 生 年 月 日	ふりがな 年 月 日生
補助者廃止年月日	年 月 日
廃 止 の 理 由	☐ 解職 ☐ 懲戒解雇 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）
返納するもの	☐ 補助者証 ☐ 補助者章
返納できない理由	

様式第8号（第11条関係）

山口県行政書士会補助者証明書

補助者の氏名 山口県行政書士会補助者 性別（ ）
補助者番号 第 号
補助者設置 年 月 日 設置

補助者設置者 山口県行政書士会会員氏名
登録番号 第 号
会員番号 第 号
事務所所在地
事務所電話

上記の補助者は、 年 月 日 補助者設置者が、行政書士法施行規則第5条の規定及び山口県行政書士会補助者規則に基づき、山口県行政書士会補助者として、設置の届出がされた補助者であることを証明する。

この証明書は、本証明書の裏面に記載の、山口県行政書士会補助者証交付の日をもって無効とする。

なお、この山口県行政書士会補助者証明書は、山口県行政書士会補助者証交付の日に、本会に返還しなければならない。

年 月 日

山口県行政書士会

会長

印